

高額介護(予防)サービス費

変わります! 一般世帯区分に該当する人の上限額

介護保険制度では、1カ月ごとの介護サービス利用者負担が上限額を超えた場合、申請すると「高額介護(予防)サービス費」として、超えた分の払い戻しが受けられます。平成29年8月サービス利用分から、一般世帯区分に該当する人の上限額が変わります。



利用者負担段階区分	上限額
現役並み所得者 ※1	44,400円(世帯)
一般世帯 ●同一世帯に住民税課税の人がいる世帯	変更前 37,200円(世帯)
	変更後 44,400円(世帯) 年間上限額の設定 ※2 (1割負担者のみの世帯)
住民税非課税世帯	24,600円(世帯)
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●高齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)
生活保護受給者等	15,000円(個人)

※1 現役並み所得者とは 世帯内に65歳以上(第1号被保険者)で課税所得145万円以上の人(第1号被保険者)で課税所得145万円以上の人(第1号被保険者)がいて、前年度の収入が、単身の場合は383万円以上、65歳以上の人が2人以上の場合は、合計額が520万円以上の人

※2 1割負担の被保険者のみの世帯に該当する人は、平成29年8月から3年間、現行の負担最大額(3万7,200円×12カ月)を超える過大な負担とならないよう、1年間(8月1日から翌年7月31日まで)の負担上限額が44万6,400円となります。

高額介護(予防)サービス費の申請

支給対象となる人には、サービス利用のおおむね2カ月後に「高額介護(予防)サービス費支給申請書」を郵送しますので、申請してください。

なお、一度申請すると指定の口座が登録され、以降に高額介護(予防)サービス費が支給される場合、自動的に同じ口座に振り込まれますので、再度の申請は不要です(自動償還)。

ただし、申請時に既にお送りしている未申請のものがある場合は、その分は自動償還されず、併せて申請する必要がありますので、ご注意ください。また、登録された指定口座を変更する場合は、介護保険課または各総合支所市民福祉課(市民課)で申請してください。

食費・部屋代の負担軽減(介護保険負担限度額)

介護保険負担限度額の申請

介護保険3施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)やショートステイを利用する人の食費・部屋代は、本人の自己負担となりますが、低所得の人(住民税非課税世帯)は、申請により食費・部屋代の負担が軽減されます。ただし一定額以上の預貯金などの資産を持っている人は、軽減の対象になりません。

申請に必要なもの

負担限度額認定申請書、同意書、預貯金通帳などの写し(直近2カ月分、配偶者分も含む)、印鑑

※申請書に個人番号の記載がある場合には、被保険者本人または代理人の身元確認のために各種証明書の提示または添付が必要です。

申請前に確認を

- 複数の預貯金がないか
 - 通帳の記帳をしてからコピー
 - 総合口座の場合は定期預金の有無や履歴の有無
 - 履歴があれば残高が0円でも写しが必要
- ※通帳の紛失による再発行や通帳の記帳をしてからでないといけない場合があります。



食費・部屋代の負担軽減 対象者判定の流れ

